

鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業
(育ててつなぐ^{もり}森林づくり推進事業：育ててつなぐ再造林推進)実施要領

第1 趣旨

この要領は、良好な森林環境を創出し、将来にわたって県民がその恩恵を享受できるよう、管理不十分な森林や公益上重要な森林等を対象として適切な森林整備を推進する鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業（育ててつなぐ^{もり}森林づくり推進事業：育ててつなぐ再造林推進）（以下「事業」とする。）の実施について、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく取り扱いの細部を定めるものとする。

第2 事業の種類及び事業内容等

この事業の種類及び事業内容等は次のとおりとする。

事 項	事業種目	工 種	事 業 内 容
育ててつなぐ再造林推進	再造林等促進	再造林 鳥獣被害防止施設	水土保持機能の維持を図るため、市町村長が定める公益的機能別施業森林区域内等の、人工林伐採跡地で行う植栽（再造林及び樹下植栽）及び鳥獣被害防止施設整備の実施
	保育阻害要因対策	下刈	水土保持機能の維持を図るため、市町村長が定める公益的機能別施業森林区域内等の、人工造林後で、植生被覆率が激しい箇所で行う下刈の実施
	意欲ある森林所有者の再造林等	再造林 下刈 鳥獣被害防止施設	水土保持機能の維持を図るため、市町村長が定める公益的機能別施業森林区域内等の、人工林伐採跡地で行う植栽（再造林）・下刈及び鳥獣被害防止施設整備の実施
	推進体制の強化	会議等の開催 普及啓発活動	地域における森林・林業の状況や課題を踏まえ、健全な森づくりと低コスト化の取組を推進するための会議開催とともに、森林所有者等に対する再造林の推進など森林整備に係る説明会や普及啓発活動を実施
		一貫作業システム	水土保持機能の維持を図るため、市町村長が定める公益的機能別施業森林区域内等で、伐採事業者と植栽事業者が一定期間内に行う伐採から植栽までの一貫作業の実施

第3 実施基準

この事業は、地方公共団体が所有する森林を除く民有林等（国有分収林、経営を委託した市町村有林及び森林所有者の責に帰し得ない森林被害の発生した民有林はこの限りでない。）を対象とし、実施基準は次のとおりとする。

事 項	事業種目	工 種	事 業 内 容
育ててつなぐ再造林推進	再造林等促進	再造林	① 人工林伐採跡地で行う特定母樹、花粉症対策品種及び広葉樹の苗木以外を用いて実施する再造林および複層林造成目的の樹下植栽であること。 ② 植栽本数は市町村森林整備計画に基づいたものであること。
		鳥獣被害防止施設	再造林と一体的に行われること。
	保育阻害要因対策	下刈	① 人工造林地で植生被覆率が 50%以上の箇所で行う下刈であること。 ② 対象林齢は1～3年生とする。ただし、秋植え等で1年目に下刈を実施しない場合、林齢4年生まで実施することができるものとする。
	意欲ある森林所有者の再造林等	再造林 下刈 鳥獣被害防止施設	① 森林経営計画が策定されていないこと。 ② 事業実施後は、市町村森林整備計画に基づいた保育を実施すること。 ③ 事業規模は1施行地の面積が0.1ヘクタール以上とする。 ④ 森林所有者自らが施業を実施するものに限る。 ⑤ 鳥獣被害防止施設は再造林と一体的に設置されること。
	推進体制の強化	会議等の開催 普及啓発活動	① 地域の森林・林業関係者の連携と情報共有が図られ健全な森林づくりに資すること。 ② 森林所有者や事業者等に対する森林施業や森林づくりの意識喚起に寄与するものであること。
		一貫作業システム	① 伐採事業者と植栽事業者が異なること。 ② 植栽について、伐採完了日から3ヶ月以内、かつ、事業実施年度内に完了すること。

上記基準によりがたい場合においては、鹿児島県造林事業施行基準に準じることとする。

第4 補助対象経費

この事業の補助対象経費は、次のとおりとする。

事 項	事業種目	工 種	事 業 内 容
育ててつなぐ再造林推進	再造林等促進	再造林等	苗木の購入に要する経費
		鳥獣被害防止施設	鳥獣被害防止施設の資材購入に要する経費
	保育阻害要因対策	下刈	雑草木等除去に要する経費及び諸経費
	意欲ある森林所有者の再造林等	再造林	地拵え、苗木の購入、苗木運搬、仮植、植付けに要する経費及び諸経費
		下刈	雑草木等除去に要する経費及び諸経費
		鳥獣被害防止施設	鳥獣被害防止施設の設置に要する経費
	推進体制の強化	会議等の開催普及啓発活動	地域の健全な森林づくりと低コスト化の取組の推進に関する会議の開催に要する経費 再造林等森林整備を推進するための森林所有者への説明会や普及啓発活動に要する経費
		一貫作業システム	伐採事業者と植栽事業者が連携して一貫作業を行うための調整に要する経費

第5 事業実施計画等

1 再造林等促進、保育阻害要因対策、意欲ある森林所有者の再造林等、推進体制の強化（一貫作業システム）

(1) 市町村長又は地域振興局長等による事業箇所の判定

ア 市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林に位置づけられた森林など早期に植栽を図るべき箇所や鳥獣被害の恐れが高い箇所を優先して実施する。

イ 補助事業者は、市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林に位置づけられた森林以外で事業を実施する場合は、事業実施前まで、事業実施箇所判定申請書（別記第1号様式）を作成し、当該施行地のある市町村

長又は地域振興局長等に提出するものとする。なお、過去に事業実施箇所判定通知書が通知されている場合は、その写しの提出により、当該判定を省略することができる。

ウ 市町村長又は地域振興局長等は、提出された事業実施箇所判定申請書について、水土保持機能の確保を図る上で施業の実施が必要な箇所であるかを確認のうえ、補助事業者には事業箇所の判定を通知（別記第2号様式）するものとする。

エ ウの水土保持機能の確保を図る上で施業が必要な森林とは、水源地域や河川流域など市町村長又は地域振興局長等が水土保持上重要と特別に認定する森林とする。

2 推進体制の強化（会議等の開催、普及啓発活動、一貫作業システム）

(1) 事業実施計画

ア 補助事業を実施しようとする者は、事業実施計画書（別記第3号様式）を作成するものとする。

イ 補助事業者は、事業実施計画を作成した場合は事業実施前までに管轄する地域振興局長等に承認申請書（別記第4号様式）を提出し、知事の承認を受けるものとする。

ウ 知事は、申請のあった実施計画が適当と認める場合はこれを承認し、別記第5号様式により通知するものとする。

エ 補助事業者は、実施計画に重要な変更を生ずる場合には、すみやかに事業変更実施計画書（別記第3号様式）を作成し、知事の承認を受けるものとする。

オ 実施計画の変更の手続きは、上記イ及びウの規定を準用する。

なお、この場合、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付するものとする。

カ エに規定する「重要な変更」とは、次に掲げるものとする。

- ① 要綱第6条第1項各号に定める変更
- ② 「取組内容」の新設又は廃止
- ③ 伐採事業者、植栽事業者の変更

(2) 事業実施計画に添付する書類（一貫作業システム）

ア 位置図（5万分の1の地形図等に事業実施箇所の位置を記入したもの。）

イ 一貫作業システムに係る伐採及び植栽計画書（別記第6号様式）

第6 補助金交付申請に添付すべき書類

要綱第3条第2項の(3)に定める「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

(1) 再造林等促進

ア 事業実施箇所明細書（別記第7号様式）

イ 位置図（5万分の1の地形図等に事業実施箇所の位置を記入したもの。ただし、造林事業等で検査合格の箇所は省略することができる。）

ウ 施業図（森林の所在地、方位、縮尺、面積等が記載されたもの。ただし、造林事業等で検査合格の箇所は省略することができる。）

エ 施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像（中心投影や

撮影方向、地形によって生じる画像の位置のズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。（オルソ画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。）以下同じ。）等を提出する場合は、イ及びウの書類について省略することができるものとする。

オ 完成写真（人工林伐採跡や事業の実施状況が判別できるもの。ただし、造林事業等で検査合格の箇所は省略することができる。）

カ 事業箇所に関する市町村長又は地域振興局長等の判定通知（別記第2号様式。ただし、市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林に位置づけられた森林以外で事業を実施する場合）

キ 森林経営計画認定書又は森林経営委託契約書等の写し（ただし、造林事業で森林経営計画査定で検査合格の箇所は森林経営計画認定書等を省略することができる。）

ク 補助事業の検査合格がなされている場合は、造林事業等の交付申請書添付の造林事業内訳表等

(2) 保育阻害要因対策

ア 事業実施箇所明細書（別記第7号様式）

イ 位置図（5万分の1の地形図等に事業実施箇所の位置を記入したもの。ただし、造林事業等で検査合格の箇所は省略することができる。）

ウ 施業図（森林の所在地、方位、縮尺、面積等が記載されたもの。ただし、造林事業等で検査合格の箇所は省略することができる。）

エ 施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置のズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。（オルソ画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。）以下同じ。）等を提出する場合は、イ及びウの書類について省略することができるものとする。

オ 完成写真（人工林伐採跡や事業の実施状況が判別できるもの。ただし、完成写真については、造林事業等で検査合格の箇所は省略することができる。）

カ 事業箇所に関する市町村長又は地域振興局長等の判定通知（別記第2号様式。ただし、市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林に位置づけられた森林以外で事業を実施する場合）

キ 森林経営計画認定書又は森林経営委託契約書等の写し（ただし、造林事業で森林経営計画査定で検査合格の箇所は森林経営計画書認定書を省略することができる。）

ク 補助事業の検査合格がなされている場合は、造林事業等の交付申請書添付の内訳表等

ケ 着工前の植生被覆率が50パーセント以上の写真

(3) 意欲ある森林所有者の再造林等

ア 事業実施箇所明細書（別記第7号様式）

イ 位置図（5万分の1の地形図等に事業実施箇所の位置を記入したもの。ただし、造林事業等で検査合格の箇所は省略することができる。）

ウ 施業図（森林の所在地、方位、縮尺、面積等が記載されたもの。ただし、造林事業等で検査合格の箇所は省略することができる。）

エ 施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像（中心投影や

撮影方向、地形によって生じる画像の位置のズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。（オルソ画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。）以下同じ。）等を提出する場合は、イ及びウの書類について省略することができるものとする。

オ 完成写真（人工林伐採跡や事業の実施状況が判別できるもの。ただし、造林事業等で検査合格の箇所は省略することができる。）

カ 事業箇所に関する市町村長又は地域振興局長等の判定通知（別記第2号様式。ただし、市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林に位置づけられた森林以外で事業を実施する場合）

キ 森林経営計画の認定要件を満たさない理由と市町村森林整備計画に基づいた森林管理を行う旨を記載した申出書

ク 補助事業の検査合格がなされている場合は、造林事業等の交付申請書添付の造林事業内訳表等

(4) 推進体制の強化（一貫作業システム支援）

ア 位置図（5万分の1の地形図等に事業実施箇所の位置を記入したもの。）

イ 一貫作業システムに係る伐採及び植栽計画書（別記第6号様式）

ウ 事業箇所に関する市町村長又は地域振興局長等の判定通知（別記第2号様式。ただし、市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林に位置づけられた森林以外で事業を実施する場合）

エ 森林経営計画認定書又は森林経営委託契約書等の写し

第7 補助金実績報告に添付すべき書類

要綱第8条第2項の(3)に定める「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

(1) 推進体制の強化（会議等の開催、普及啓発活動）

ア 事業実施報告（別記第8号様式）

イ 事業実施状況写真

ウ 印刷物等を作成した場合はその写し

(2) 推進体制の強化（一貫作業システム支援）

ア 位置図（5万分の1の地形図等に事業実施箇所の位置を記入したもの。）

イ 施業図（森林の所在地、方位、縮尺、面積等が記載されたもの。）

ウ 事業実施状況写真（室内打合せ、現場打合せ及び森林所有者への説明状況写真、伐採から植栽までの一貫作業が確認できる写真等）

エ 一貫作業システムに係る伐採及び植栽実績書（別記第9号様式）

オ 補助事業の検査合格がなされている場合は、造林事業等の交付申請書添付の造林事業内訳表等

第8 実施報告

地域振興局等の長は、各事業主体から提出のあった申請書類等を調製し、事業実施翌年度の4月末日までに環境林務部長及び市町村長に送付するものとする。

(1) 再造林等促進、保育阻害要因対策、意欲ある森林所有者の再造林等（別記第7号様式）

(2) 推進体制の強化（別記第8号様式）

第9 その他

- 1 知事は、事業の推進上必要と認める場合には、事業主体等に対して報告を求めることがある。
- 2 この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別に定める。
- 3 本要領により難い事項については、知事の承認を受けるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年5月20日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年6月8日から施行する。

別記第1号様式（第5の1の（1）のイ関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿
地域振興局長等 殿

住 所
事業主体名

年度育ててつなぐ再造林推進（再造林等促進，保育阻害要因対策，
意欲ある森林所有者の再造林等、推進体制の強化（一貫作業システム））
実施箇所判定申請書

鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業（育ててつなぐ森林^{もり}づくり推進事業：育てて
つなぐ再造林推進）実施要領第5の1の（1）のイの規定に基づく事業実施箇所について
別紙のとおり提出します。

記

- 1 実施箇所明細書
- 2 位置図

別紙(第5の1の(1)のイ関係)

育ててつなぐ再造林推進（再造林等促進，保育阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等，推進体制の強化（一貫作業システム））実施箇所明細書

市町村名 () 事業主体名 ()

施行実施箇所	面積 ha	森林の位置				森林所有者名	備 考
		林班	準林班	小班	枝班		
計							

注) 1 「施行実施箇所」欄は、字・地番まで記載すること。

2 市町村毎に別葉とすること。

別記第2号様式（第5の1の（1）のウ関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

市町村長名
地域振興局長等



年度育ててつなぐ再造林推進（再造林等促進、保育阻害要因対策、
意欲ある森林所有者の再造林等、推進体制の強化（一貫作業システム））
実施箇所判定通知書

鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業（育ててつなぐ^{もり}森林づくり推進事業：育てて
つなぐ再造林推進）実施要領第5の1の（1）のウの規定に基づく事業実施箇所について
別紙のとおり判定します。

別紙(第5の1の(1)のウ関係)
育ててつなぐ再造林推進（再造林等促進，保育阻害要因対策，意欲ある森林所有者の
再造林等，推進体制の強化（一貫作業システム））実施箇所明細書

市町村名（ ） 事業主体名（ ）								
施行実施箇所	面積 ha	森林の位置				森林所有者名	適否判定	備考
		林班	準林班	小班	枝班			
								例 稲荷川の流域であるため
計	箇所							

注）適否判定については，適の場合は備考欄にその理由も記入すること。

別記第3－1号様式（第5の2の（1）のア及びエ関係）

育ててつなぐ再造林推進（推進体制の強化：会議等の開催、普及啓発活動）（変更）実施計画書

事業主体名： _____

（1）会議等の開催

会 議 名	開 催 予定日	開 催 予定場所	主な出席者	出席 人員	補助事業に 要する経費	事業費の負担区分		備 考
						県補助金	その他	
				人	円	円	円	
計								

（2）普及啓発活動

場 所 (対象箇所)	取組内容	対象者等	実施 予定日	補助事業に 要する経費	事業費の負担区分		備 考
					県補助金	その他	
		人		円	円	円	
計							

（注） 変更計画の場合は二段書きとし、上段に変更前、下段に変更後とする。

別記第3－2号様式（第5の2の（1）のア及びエ関係）

育ててつなぐ再造林推進（推進体制の強化：一貫作業システム）（変更）実施計画書

事業主体名：

市町村	伐採事業者	植栽事業者	事業量 ①	単位	単価 ②	補助事業 に要する 経費 （事業 費） ①×②	経費内訳		工期	
							県補助金	その他	着手日 （予定） 年月日	完了日 （予定） 年月日
					円	円	円	円		
		計								

（注） 変更計画の場合は二段書きとし、上段に変更前、下段に変更後とする。

別記第4号様式（第5の2の（1）のイ関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
氏 名

年度育ててつなぐ再造林推進（推進体制の強化）（変更）
実施計画承認申請書

鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業(育ててつなぐ^{もり}森林づくり推進事業:育ててつなぐ再造林推進)実施要領第5の2の(1)のイ（第5の2の(1)のエ）の規定に基づき標記計画を作成(変更)したので承認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

1 育ててつなぐ再造林推進（推進体制の強化）（変更）実施計画書

※ 変更計画の場合は変更の理由を記載する。

別記第5号様式（第5の2の(1)のウ関係）

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事 

年度育ててつなぐ再造林推進（推進体制の強化）（変更）
実施計画の承認について（通知）

年 月 日付け 第 号で承認(変更)申請のあった標記計画については承認したので通知します。

一貫作業システムに係る伐採及び植栽計画書

伐採事業者
住所
氏名

植栽事業者
住所
氏名

整理 番号	事業 主体	連携者		施行地				林小班等				森林の現況		伐採計画			植栽計画		
		伐採 事業者	植栽 事業者	森林 所有者名	市町村名	町(大字)	番地	林班	準林班	林小班	枝番	樹種	林齢	伐採 方法	伐採 面積	搬出 予定材積	更新 方法	植栽 面積	ha当たり 植栽本数

伐採に係る具体的な計画				植栽に係る具体的な計画				作業手順			
作業予定期間				作業予定期間							
事業者名				事業者名							
作業予定人数				作業予定人数							
使用機械			人	苗木調達予定時期							
			台	苗木本数		本					
			台	植栽樹種							
			台	苗種類							

伐採作業から植栽作業までの具体的な連携内容	その他　特記事項

許可・制限等の確認									
森林の種類	森林経営計画等	森林経営計画等の整合	伐採区域の明確化	伐採及び造林の届出	保安林等法令制限の手続き			法令制限の内容	
普通林	策定有	整合済	確定済	届出済	申請済				
制限林	策定無	整合無	確認の必要有	届出無	申請無				

※連携者は事業実施箇所全てを記載すること
※伐採方法には「皆伐」と記載する
※更新方法には、「再造林」と記載する
※伐採・植栽予定人数には、当作業に従事する延べ人数を記載する
※使用機械については、行を適宜追加し記載する
※苗種類には、「普通苗」又は「コンテナ苗」と記載する
※作業手順については、当施行地で実施する一貫作業の手順を記載する
※伐採作業から植栽作業までの具体的な連携内容については、両事業者で打合せを行い、効率性の高い作業となるような取組みについて記載すること
※その他特記事項については、当計画において両事業者が別に必要な事項について記載すること
※許可・制限等の確認については該当箇所に「○」を記載する

※ 各項目については、プルダウンより選択し入力してください。

別記第8－1号様式（第7の(1)・第8の(2)関係）

育ててつなぐ再造林推進（推進体制の強化：会議等の開催、普及啓発活動）実施報告書

1 推進体制の強化

(1) 会議等の開催

事業主体名：_____

会 議 名	開 催 日	開 催 場 所	主な出席者	出席 人員	補助事業に 要する経費	事業費の負担区分		備 考
						県補助金	その他	
				人	円	円	円	
計								

(2) 普及啓発活動

場 所 (対 象 箇 所)	取 組 内 容	対象者等	実施日	補助事業に 要する経費	事業費の負担区分		備 考
					県補助金	その他	
				円	円	円	
計							

別記第8－2号様式（第7の(1)・第8の(2)関係）

育ててつなぐ再造林推進（推進体制の強化：一貫作業システム）実施報告書

事業主体名：

市町村	伐採事業者	植栽事業者	事業量 ①	単位	単価 ②	補助事業 に要する 経費 （事業 費） ①×②	経費内訳		工期	
							県補助金	その他	着手日 （予定） 年月日	完了日 （予定） 年月日
					円	円	円	円		
		計								

（注） 変更計画の場合は二段書きとし、上段に変更前、下段に変更後とする。

伐採事業者
住所
氏名

植栽事業者
住所
氏名

[illegible]

伐採に要した実績				植栽に要した実績				作業手順	
作業期間	R7/〇/〇～R7/〇/〇			作業期間	R7/〇/〇～R7/〇/〇				
事業者名	△△林業			事業者名	〇〇森林組合				
作業人数			人	作業人数			人		
使用機械			台	苗木調達時期					
			台	苗木本数			本		
			台	植栽樹種					
			台	苗種類					

一貫作業システムに係る伐採及び植栽の実績											
機械／工程	伐倒		木寄せ		造材		搬出		地寄せ		植栽
チェーンソー		人日／ha		人日／ha		人日／ha		人日／ha		人日／ha	人日／ha
グラップル											
ハーベスタ											
フォワーダ											
グラップル											
人力											
合計											
										総計	人日／ha

※連携者は事業実施箇所全てを記載すること
※伐採方法には、「皆伐」と記載する
※更新方法には、「再造林」と記載する
※伐採・植栽予定人数には、当作業に従事する延べ人数を記載する
※使用機械については、行を適宜追加し記載する
※苗木種類には、「普通苗」又は「コンテナ苗」と記載する
※作業手順については、当施行地で実施する一貫作業の手順を記載する
※一貫作業システムに係る伐採及び植栽の実績については、各工程に要した人日／haで記載する